

ID: 174

担当部署: まちづくり振興課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	村田町ヤマニ邸の設置及び管理に関する条例 第8条第1項		
例規番号	平成20年条例第16号		
<p>【基準】</p> <p>第8条第1項の規定による。 (使用料)</p> <p>第8条 ヤマニ邸の使用料は、別表のとおりとする。</p> <p>2 既に徴収した使用料は、返還しない。ただし、町の責めにより使用することができなくなった場合、その他正当と認める理由がある場合は、この限りでない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日